

第3 参考資料

当初予算(一般会計) 年度別伸率の状況

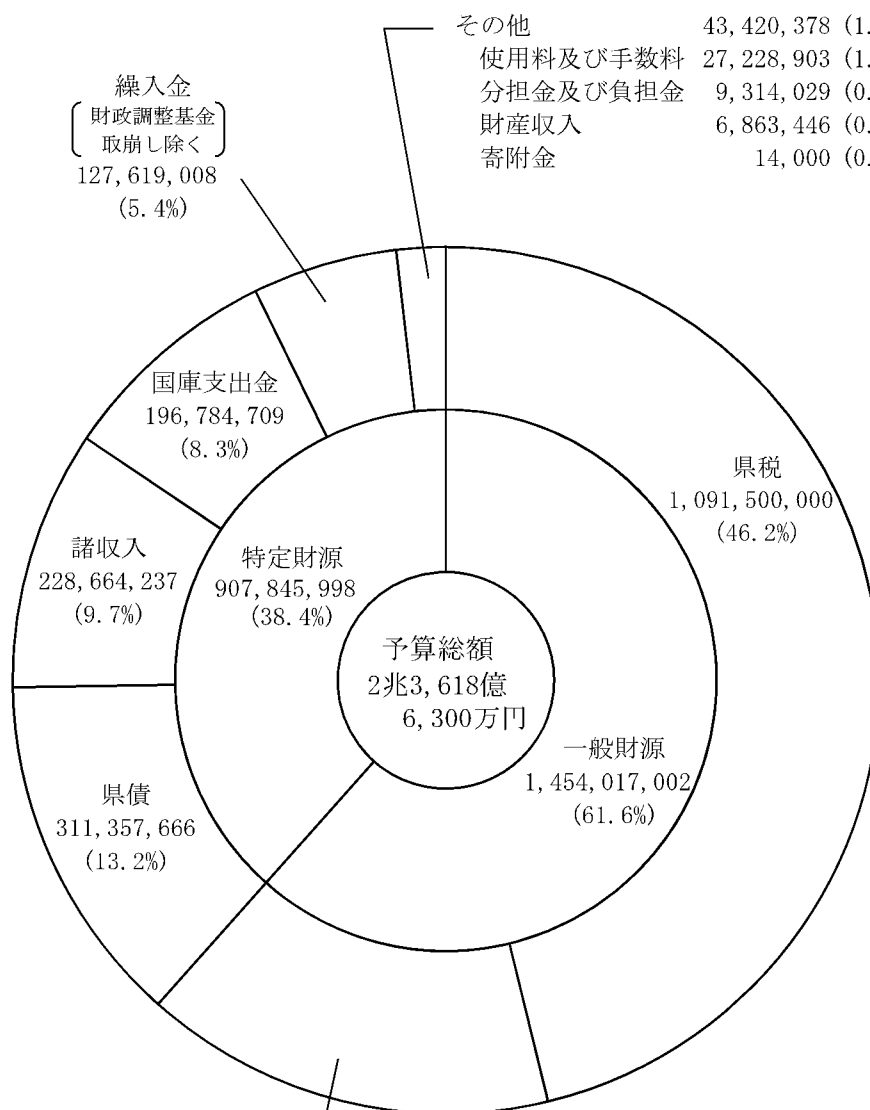
(単位:%)

年度	規模	県税	県債	構成比	
				県税	県債
平15	100.3	95.0	<92.1> (118.0) 120.5	40.2	<10.2> (16.3) 22.6
	(100.1)	(104.4)	(<96.4>) 90.6	(44.7)	(<10.4>) 15.8
平16	101.2	104.4	<96.4> (90.6) 97.8	41.5	<9.7> (14.6) 21.8
平17	96.6	105.9	<71.1> 71.1	49.0	<7.7> 11.6
平18	103.0	105.0	<103.2> 99.1	49.9	<7.7> 11.2
平19	101.4	118.7	<91.4> 92.9	58.4	<6.9> 10.2
平20	100.4	103.7	<99.7> 94.8	60.3	<6.9> 9.6
平21	《96.7》 101.1	71.2	<77.7> 176.1	42.5	<5.3> 16.8
平22	98.5	89.5	<75.4> 104.4	38.6	<4.0> 17.8
平23	101.0	101.9	<93.4> 89.4	38.9	<3.7> 15.8
平24	99.4	100.2	<95.2> 104.8	39.2	<3.6> 16.6
平25	98.8	103.6	<100.7> 100.2	41.1	<3.7> 16.8
平26	[102.7] 106.0	119.1	<116.8> 82.9	46.2	<4.0> 13.2

- 注1 平成17年度から、一般会計で計上していた借換債は公債管理特別会計で計上。
平成16年度の上段()は、借換債を除いた場合の計数。
- 2 「県債」の欄の()は借換債除き、< >は借換債、NTT債、減税補填債、調整債、減収補填債(特例分)、臨時財政対策債、退職手当債及び第三セクター等改革推進債除きの計数。
- 3 平成21年度の《 》は県税過誤納還付金及び還付加算金の増加分を除いた場合の計数。
- 4 平成23年度は6月補正後の計数。
- 5 平成26年度の[]は、地方消費税関連支出(地方消費税市町村交付金、地方消費税都道府県清算金及び地方消費税徴収取扱費)を除いた場合の計数。

歳入予算の一般財源・特定財源内訳(一般会計)

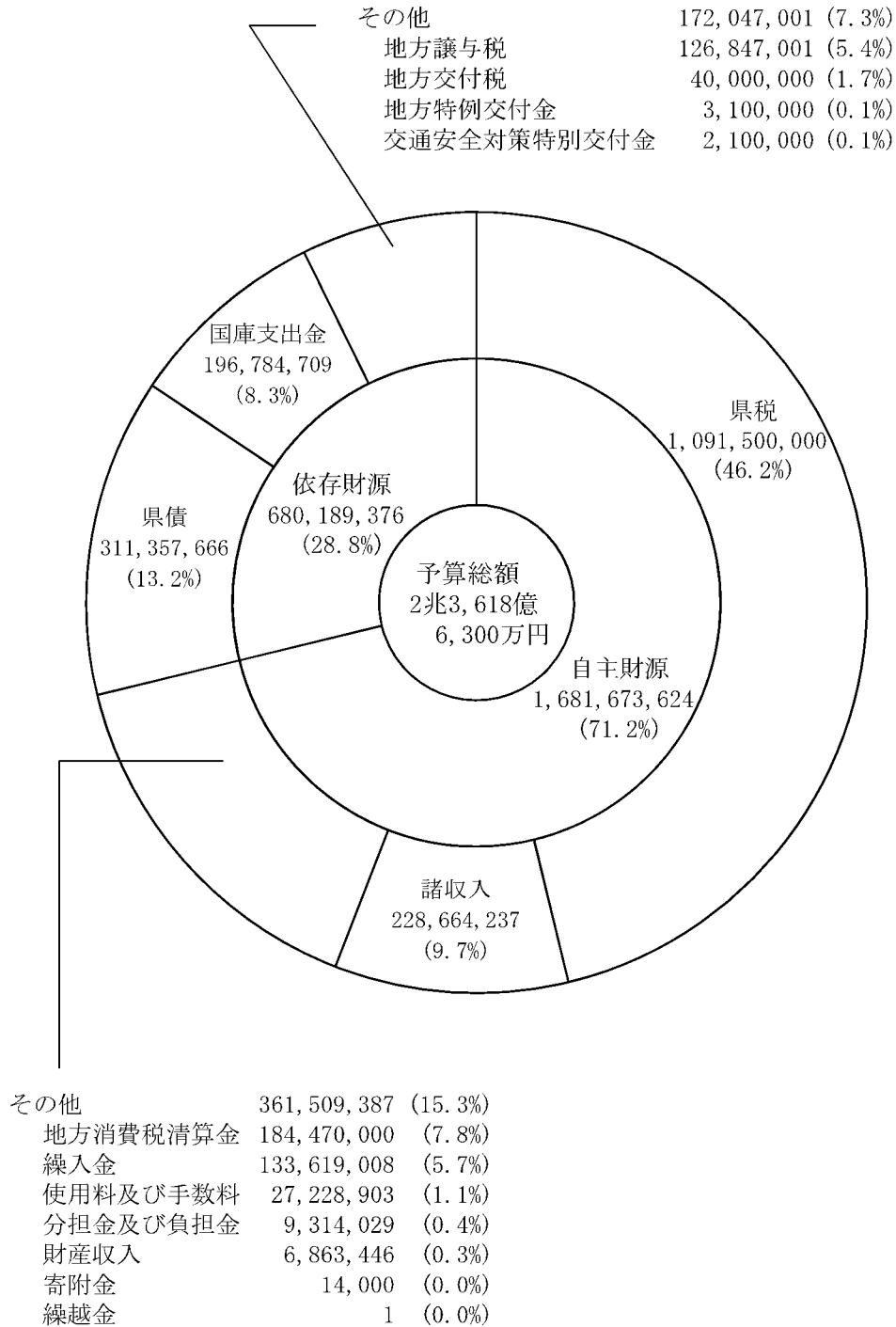
(単位:千円)



その他	362,517,002	15.4%
地方消費税清算金	184,470,000	7.8%
地方譲与税	126,847,001	5.4%
地方交付税	40,000,000	1.7%
財政調整基金取崩し	6,000,000	0.3%
地方特例交付金	3,100,000	0.1%
交通安全対策特別交付金	2,100,000	0.1%
繰越金	1	0.0%

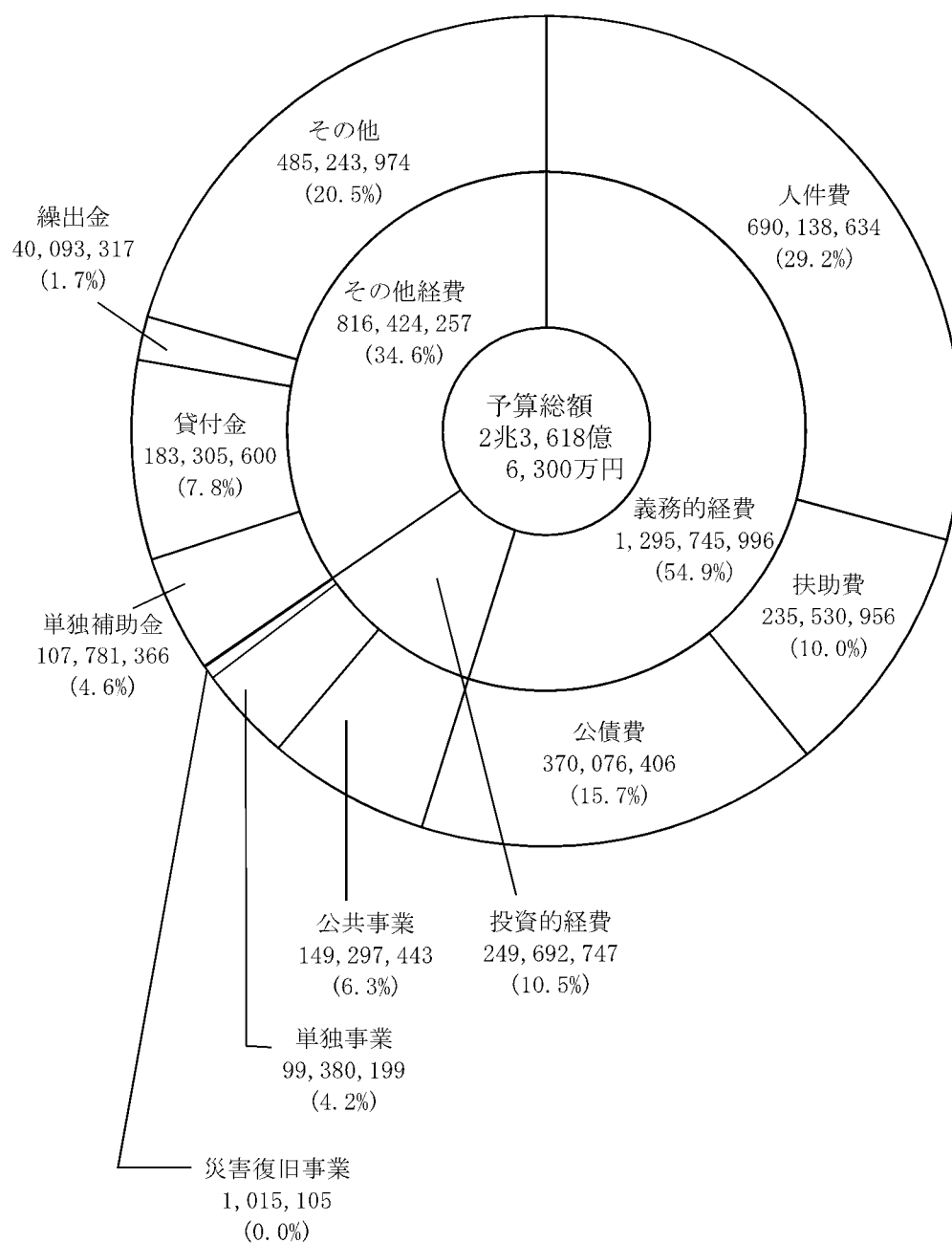
歳入予算の自主財源・依存財源別内訳(一般会計)

(単位:千円)



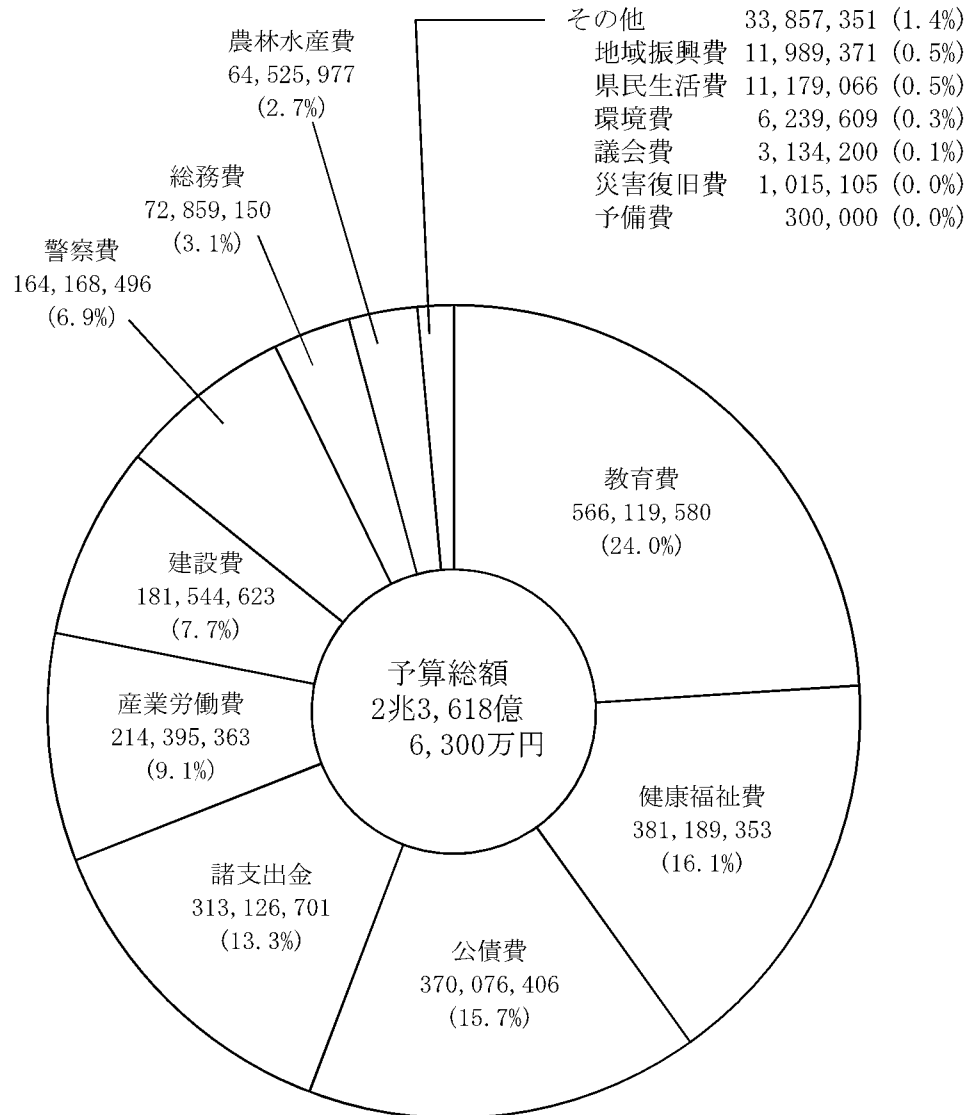
性質別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)

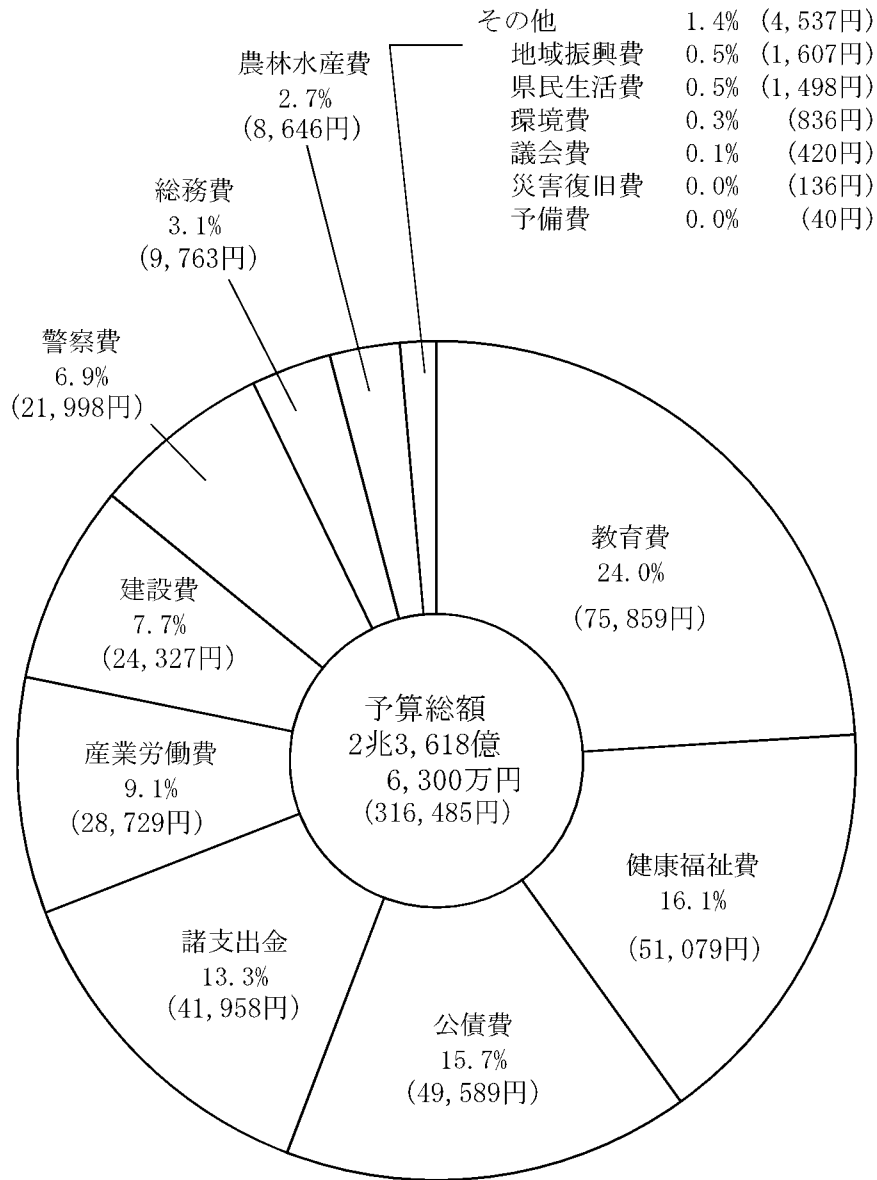


目的別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)

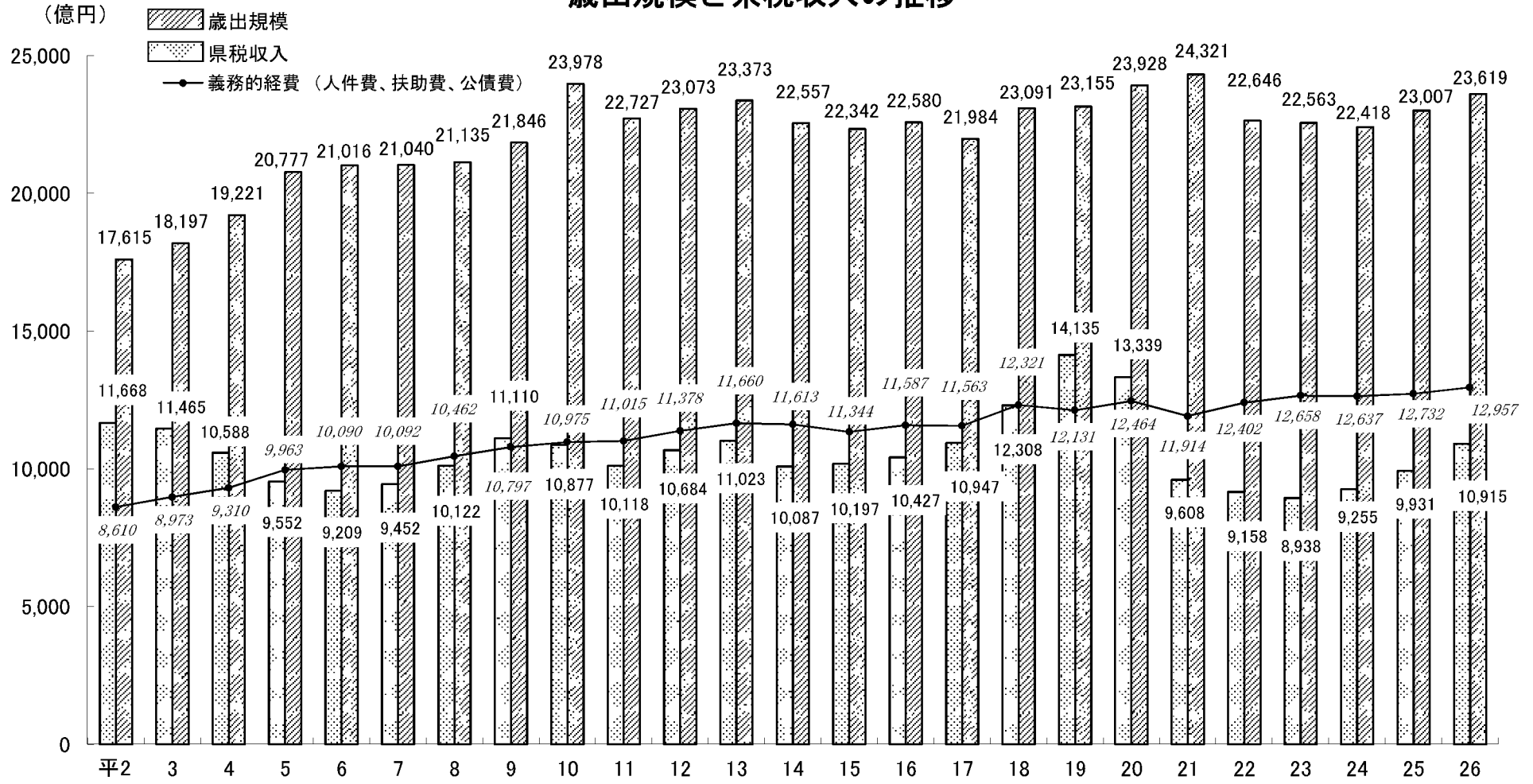


目的別歳出の状況(一般会計) 県民一人当たりの歳出額



平成25年3月31日住民基本台帳人口 7,462,800 人

歳出規模と県税収入の推移



(注) 1 平成24年度までは決算額。平成25年度は最終予算見込額。平成26年度は当初予算見込額。

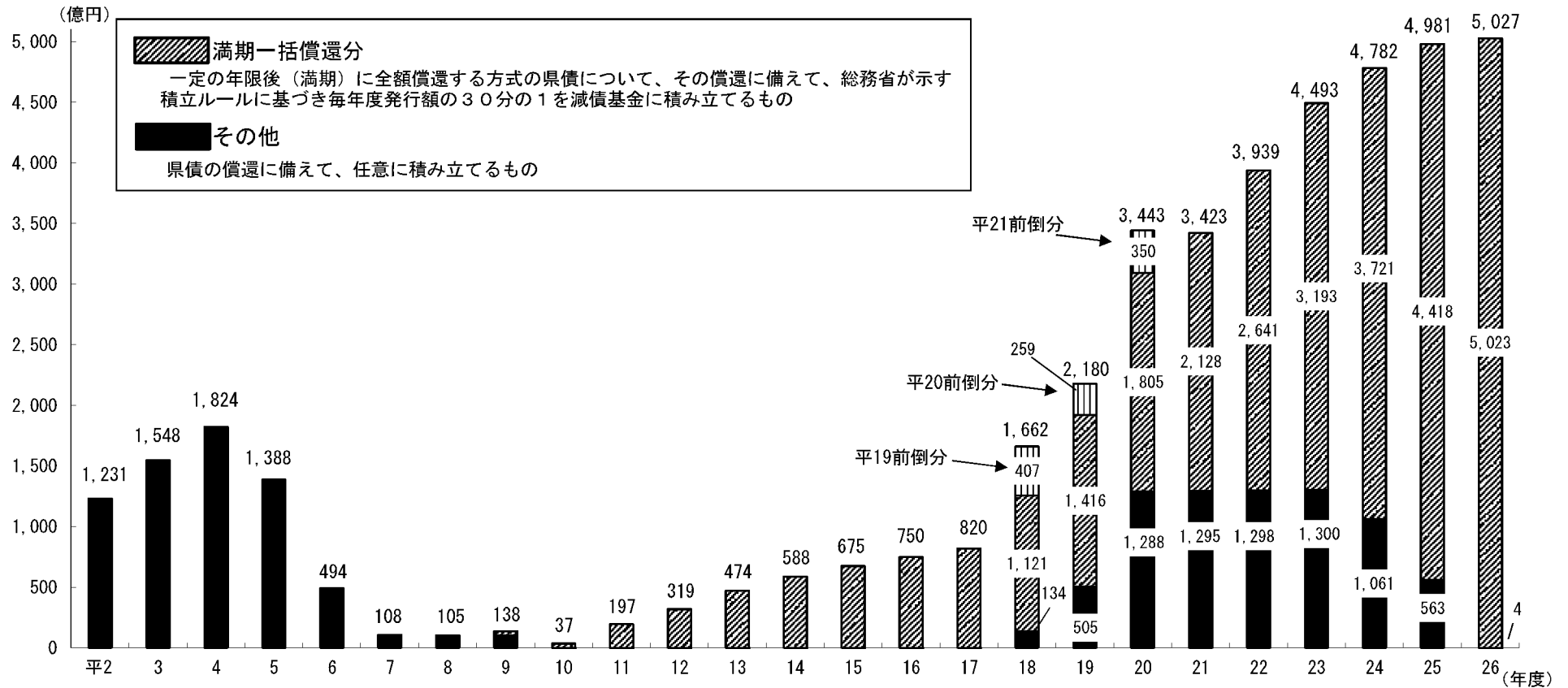
2 歳出及び義務的経費は借換債除きの規模。(義務的経費は最終予算額)

(年度)

- 平成26年度の県税収入は、景気回復による法人二税の増収や地方消費税の税率引上げなどにより、平成20年度以来6年ぶりに1兆円を超える見込みであるが、リーマン・ショック前には及ばない。
- 扶助費などの義務的経費の増加は続く。

基金残高の推移

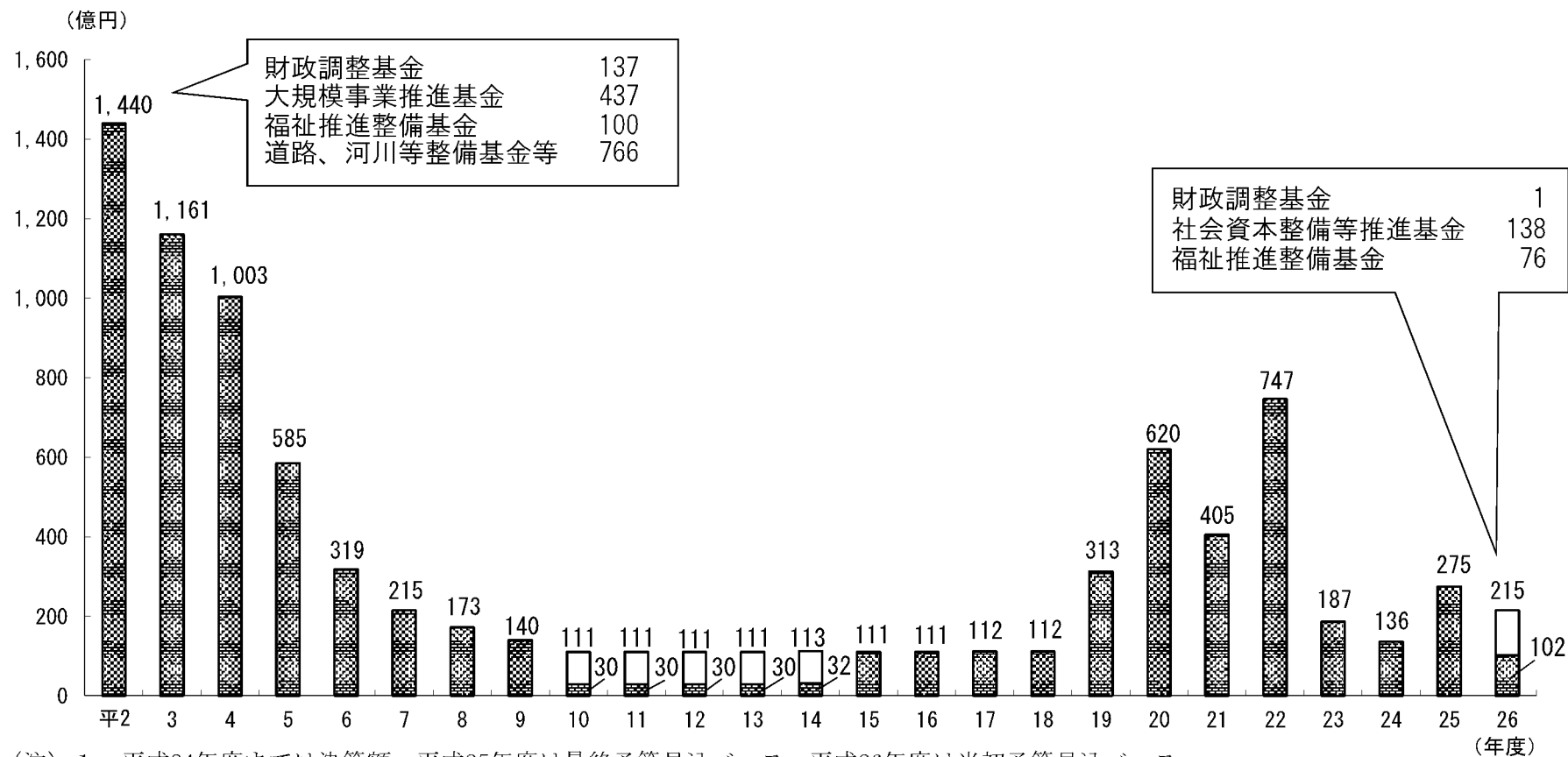
1 減債基金



- (注) 1 平成24年度までは決算額。平成25年度は最終予算見込ベース、平成26年度は当初予算見込ベース。
 2 財源対策債等償還基金（6年度に減債基金に引継ぎ）を含んでいる。
 3 部分は、翌年度の満期一括償還ルール積立の前倒し積立額

- 満期一括償還分については、将来の償還に備え、毎年度の所要額を確実に積み立てている。
- 県が任意に積み立てる「その他」分は、平成25年度に予定していた取崩し899億円のうち、2月補正で400億円の取止めができたものの、499億円は取り崩さざるを得ない状況。残高は、平成24年度以降、年々減少している。
- さらに、平成26年度の収支不足への対応として560億円の取崩しを計上せざるを得ず、枯渇する。

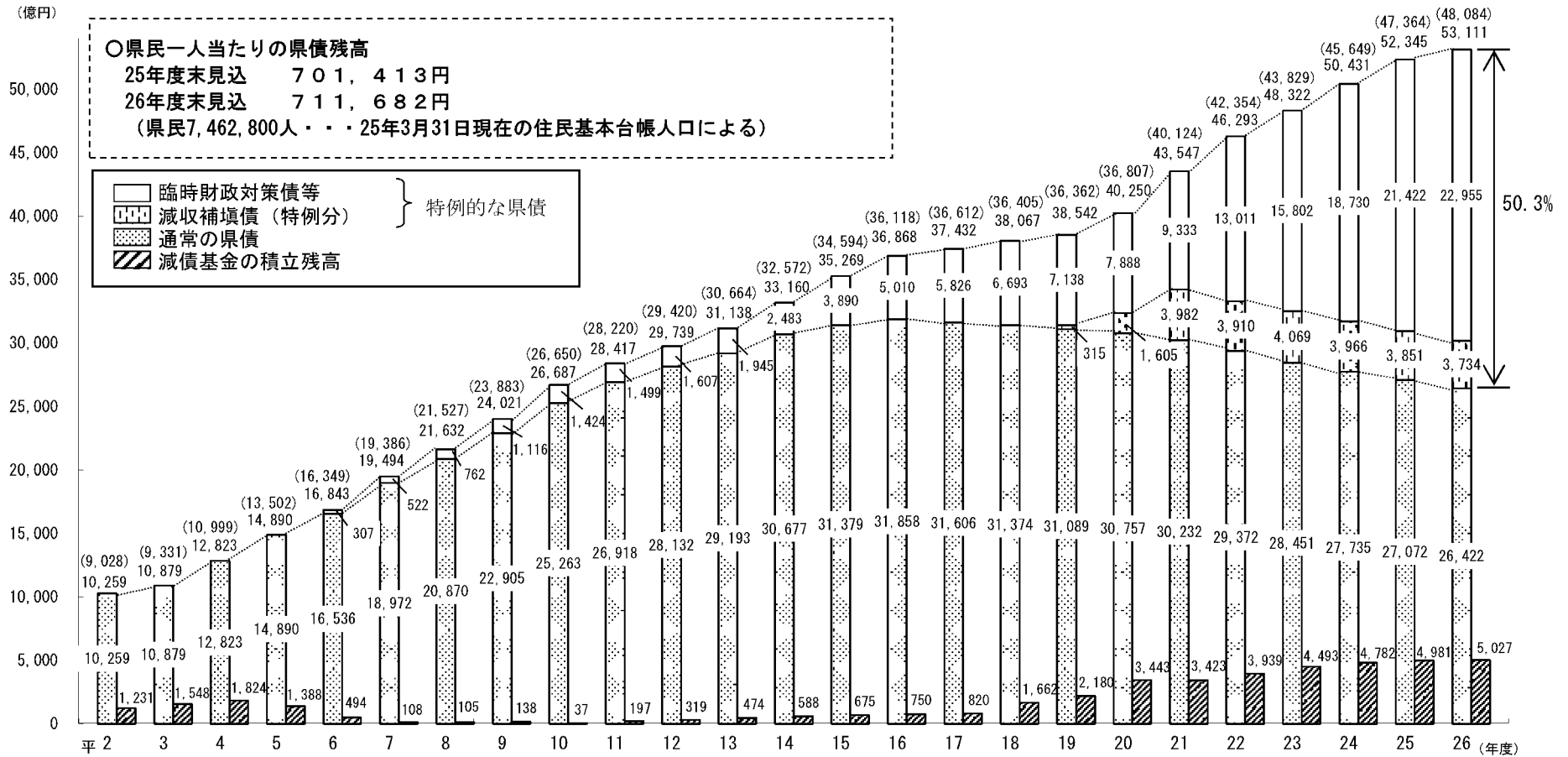
2 その他の取崩し型基金



- (注) 1 平成24年度までは決算額。平成25年度は最終予算見込ベース、平成26年度は当初予算見込ベース。
 2 本表の「取崩し型基金」は、財源調整に用いる基金としており、平成12年度以降、財政調整基金、社会資本整備等推進基金及び福祉推進整備基金の合計としている。
 3 白抜きは、繰入運用を示す。(平成10~14年度 81億円、平成26年度 113億円)

○ 平成22年度末に747億円あった残高は、平成23年度の収支不足を埋めるための取崩しで大幅に減少した。
 ○ 平成26年度の収支不足への対応のため、平成25年度2月補正で取り止めた社会資本整備等推進基金及び福祉推進整備基金からの繰入運用を、臨時的・緊急避難的な措置として、再度行わざるを得ない状況。

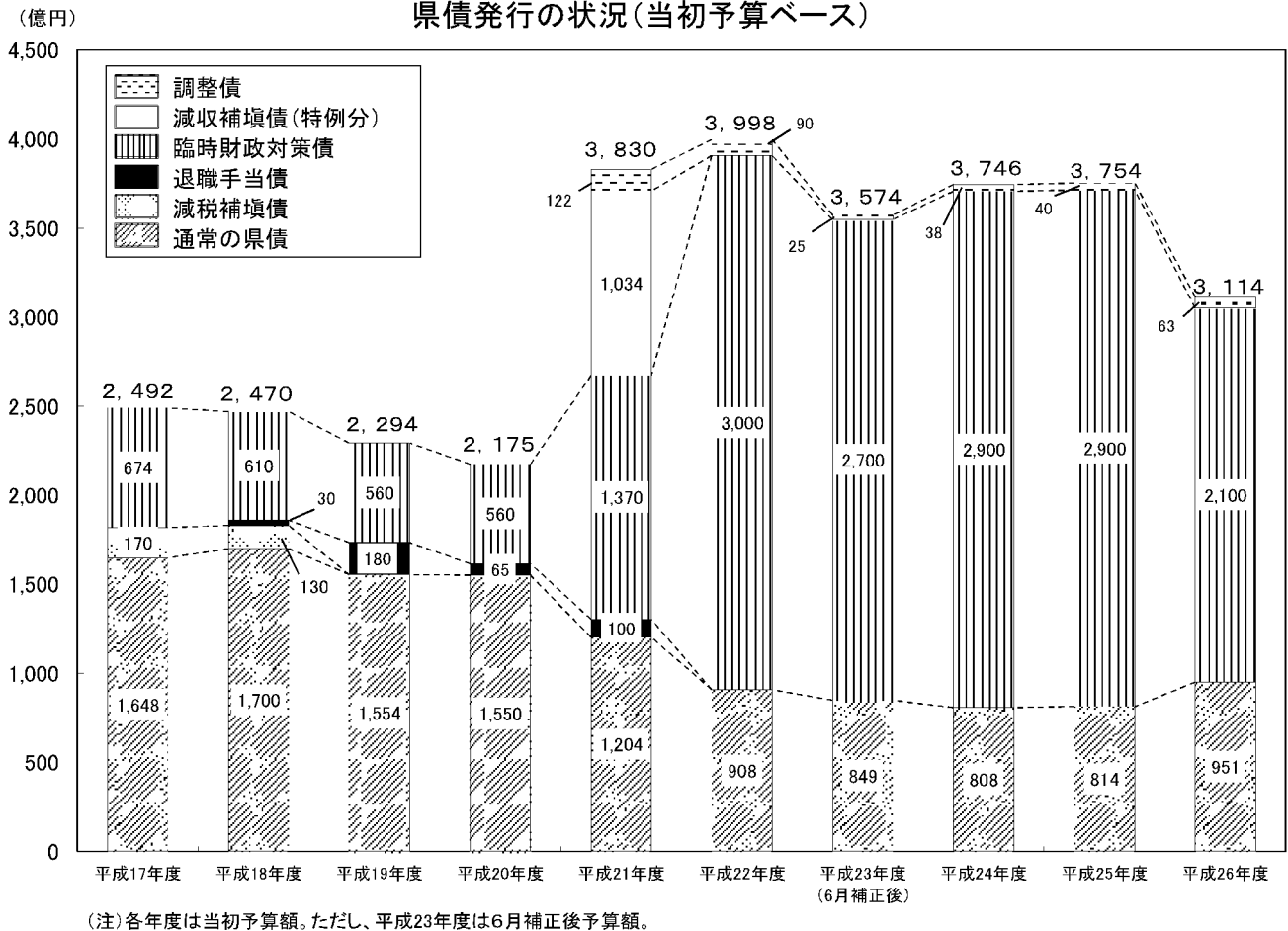
県債残高の推移



(注) 平成24年度までは決算額。平成25年度は最終予算見込ベース、平成26年度は当初予算見込ベース。
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債の計としている。
 県債残高の()は、減債基金の積立残高を控除した額。

- 通常の県債の残高は減少しているが、平成20年度以降の特例的な県債の増発により、県債残高の全体は増加を続けている。
- 平成26年度末では、特例的な県債の残高が全体の半分以上を超える見込み。

県債発行の状況(当初予算ベース)



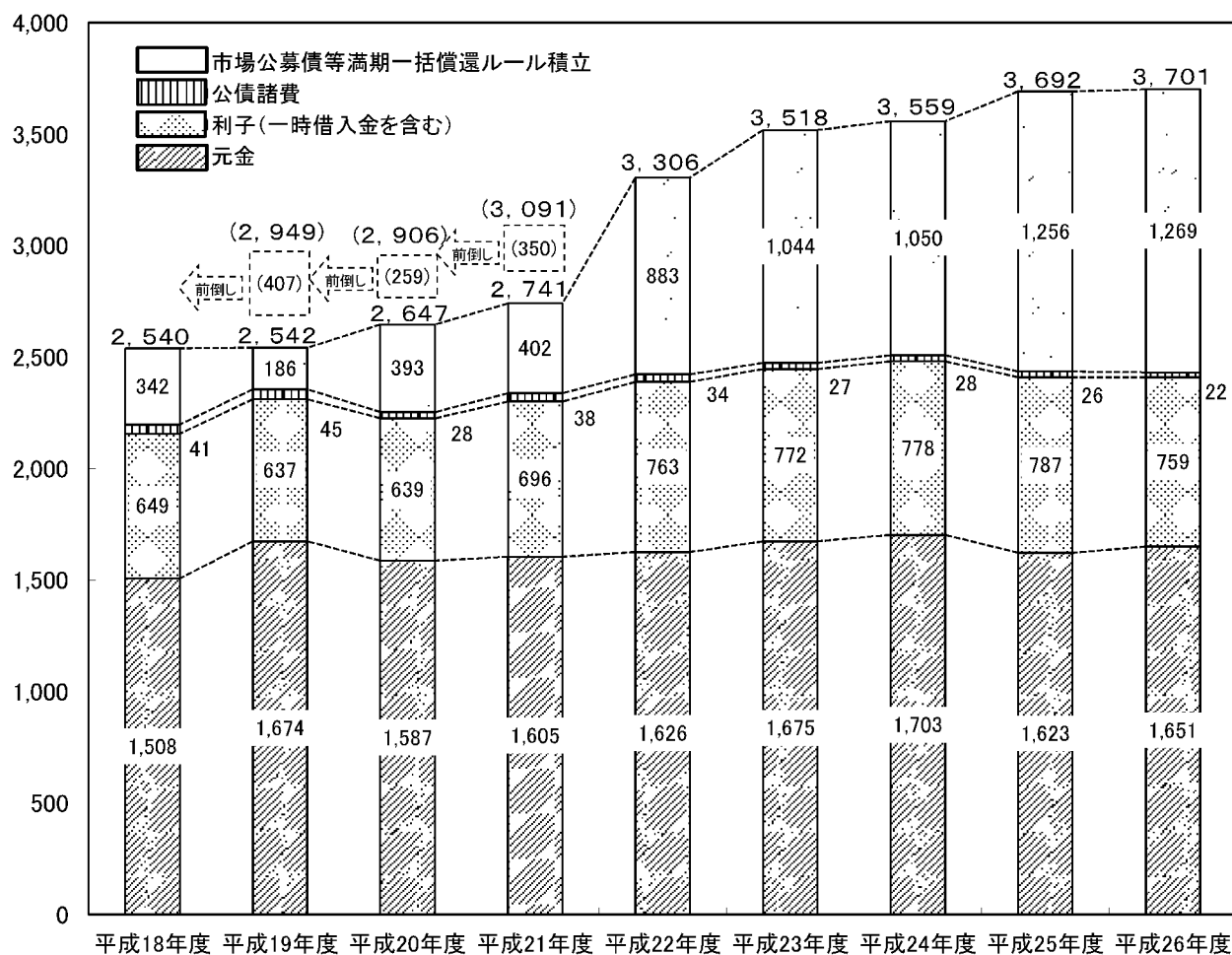
○ 近年は地方交付税の振替措置である臨時財政対策債が大幅に増加。平成26年度においては、県税収入の増に伴い、地方財政措置の制度上、減少が見込まれるものの、引き続き多額の発行を余儀なくされる状況。

<特例的な県債>

- * **調整債**…法人事業税の国税化に伴う減収額を補填するために認められた特例地方債。
- * **減収補填債**…普通交付税で算定された基準財政収入額が過大で実態の税収がそれを下回る場合に発行が認められる地方債。その元利償還額の75%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。平成19年度から、当分の間、建設事業等に充当しなくてよい特例債制度が設けられた。
- * **臨時財政対策債**…平成13年度の地方財政対策において設けられた特例地方債。地方交付税の振替措置であり、後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。発行可能額は、各地方団体の財源不足額(臨時財政対策債発行可能額振替前の基準財政需要額と基準財政収入額の差額)及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式により算定されるものであり、財政力が高い団体ほど臨時財政対策債の配分割合が大きくなる仕組みとされている。
- * **退職手当債**…大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対応するため、定数削減効果等が償還財源として確保される場合に、発行が許可される特例地方債。
- * **減税補填債**…恒久的な減税等の実施による地方公共団体の減収額を補填するために設けられた特例地方債。恒久的減税の廃止に伴い、平成18年度をもって廃止となった。
- * 借換債除きで整理している。

公債費の状況(当初予算ベース)

(億円)



○ 特例的な県債の増発に伴う県債残高の増嵩に対応して、公債費は高止まりしており、今後の動向に十分留意していく。

※ ()は、18、19、20年度の2月補正において前倒すこととした満期一括償還ルール積立を、それぞれ19、20、21年度の公債費に加えた額。

都道府県別財政指標（平成24年度普通会計決算ベース）

都道府県名	H22国調人口 人	地方債残高 千円	一人当たり残高 円	順位	将来負担比率		実質公債費比率		財政力指数	
					%	順位	%	順位		順位
1 北海道	5,506,419	5,840,191,278	1,060,615	37	328.6	46	21.7	47	0.38241	29
2 青森県	1,373,339	1,313,236,310	956,236	33	182.1	14	17.1	37	0.30281	35
3 岩手県	1,330,147	1,529,699,255	1,150,023	44	257.7	42	18.6	45	0.29038	40
4 宮城県	2,348,165	1,627,968,223	693,294	13	251.5	38	15.2	28	0.50292	17
5 秋田県	1,085,997	1,296,291,500	1,193,642	46	240.0	34	15.4	30	0.26648	44
6 山形県	1,168,924	1,177,220,352	1,007,097	35	237.5	33	14.2	17	0.30647	34
7 福島県	2,029,064	1,361,769,425	671,132	11	156.4	7	14.1	14	0.41304	24
8 茨城県	2,969,770	2,073,357,172	698,154	15	263.3	43	14.1	14	0.59309	8
9 栃木県	2,007,683	1,095,307,062	545,558	6	130.3	5	11.3	5	0.55096	12
10 群馬県	2,008,068	1,142,348,100	568,879	7	174.3	9	11.6	6	0.54867	13
11 埼玉県	7,194,556	3,594,522,996	499,617	5	222.6	30	13.1	10	0.73265	5
12 千葉県	6,216,289	2,872,046,799	462,020	3	191.9	17	11.2	4	0.74513	4
13 東京都	13,159,388	5,710,330,301	433,936	2	85.4	2	1.0	1	不交付(0.86449)	-
14 神奈川県	9,048,331	3,636,669,249	401,916	1	178.8	11	10.6	2	0.89979	3
15 新潟県	2,374,450	2,709,177,188	1,140,970	43	284.9	45	17.4	40	0.38531	27
16 富山県	1,093,247	1,215,686,562	1,111,996	40	265.4	44	18.2	43	0.42582	23
17 石川県	1,169,788	1,236,871,892	1,057,347	36	229.7	31	16.5	34	0.42919	22
18 福井県	806,314	890,354,781	1,104,228	39	191.0	16	17.5	41	0.36264	30
19 山梨県	863,075	980,266,228	1,135,783	42	216.7	27	16.6	35	0.36243	31
20 長野県	2,152,449	1,585,379,772	736,547	22	192.0	18	14.7	23	0.43222	20
21 岐阜県	2,080,773	1,454,079,153	698,817	16	209.8	24	18.4	44	0.48486	18
22 静岡県	3,765,007	2,621,961,865	696,403	14	241.1	35	15.0	25	0.66723	7
23 愛知県	7,410,719	4,773,946,439	644,195	10	244.5	36	15.5	32	0.92574	2
24 三重県	1,854,724	1,308,561,273	705,529	18	200.0	21	14.1	14	0.53762	15
25 滋賀県	1,410,777	1,030,573,076	730,500	21	215.5	26	15.4	30	0.51501	16
26 京都府	2,636,092	1,769,526,303	671,269	12	251.7	39	14.6	20	0.55732	11
27 大阪府	8,865,245	5,583,503,682	629,819	8	251.2	37	18.1	42	0.71737	6
28 兵庫県	5,588,133	4,275,284,592	765,065	23	345.0	47	17.3	39	0.58398	9
29 奈良県	1,400,728	1,092,054,809	779,634	24	196.7	20	11.6	6	0.39128	26
30 和歌山県	1,002,198	948,342,545	946,263	32	186.7	15	12.3	8	0.29682	37
31 鳥取県	588,667	665,572,516	1,130,643	41	115.1	3	12.7	9	0.24400	45
32 島根県	717,397	994,216,950	1,385,867	47	179.7	12	14.6	20	0.22137	47
33 岡山県	1,945,276	1,361,346,565	699,822	17	222.1	28	14.0	12	0.47077	19
34 広島県	2,860,750	2,081,721,693	727,684	20	255.1	40	13.8	11	0.54627	14
35 山口県	1,451,338	1,283,724,511	884,511	30	222.4	29	15.0	25	0.39505	25
36 徳島県	785,491	929,949,478	1,183,909	45	212.3	25	20.8	46	0.28694	42
37 香川県	995,842	850,181,400	853,731	27	201.3	23	15.2	28	0.43059	21
38 愛媛県	1,431,493	1,024,642,738	715,786	19	178.5	10	14.3	18	0.38256	28
39 高知県	764,456	820,753,528	1,073,644	38	158.6	8	14.7	23	0.22833	46
40 福岡県	5,071,968	3,218,885,375	634,642	9	257.3	41	15.0	25	0.57224	10
41 佐賀県	849,788	720,253,865	847,569	26	123.5	4	14.0	12	0.30209	36
42 長崎県	1,426,779	1,222,424,462	856,772	28	192.1	19	14.3	18	0.29140	39
43 熊本県	1,817,426	1,445,911,817	795,582	25	201.1	22	14.6	20	0.35207	32
44 大分県	1,196,529	1,049,711,485	877,297	29	181.2	13	15.8	33	0.33356	33
45 宮崎県	1,135,233	1,046,480,188	921,820	31	153.8	6	17.1	37	0.29523	38
46 鹿児島県	1,706,242	1,675,766,688	982,139	34	235.6	32	16.7	36	0.28977	41
47 沖縄県	1,392,818	682,994,320	490,369	4	81.3	1	11.0	3	0.28249	43
(単純平均)	2,724,625	1,889,809,910	828,899	-	208.4	-	14.8	-	0.45529	-

* 財政力指数が1を超える場合（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合）には、当該団体は地方交付税の不交付団体となる。
 なお、東京都は特別区と合算して地方交付税が算定されるため、不交付団体となる。（上記数値は直近3箇年の平均値である。）

* 将来負担比率は一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

* 実質公債費比率は地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

* 順位については、良い方（小さい）から1番としてある。